

守谷市長等の政治倫理に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、市長等の政治倫理基準を定めるとともに、市長の資産等の公開に加え、市民の審査請求等の制度を設けることにより、市長等の政治倫理の確立を期し、もって公正かつ清浄で開かれた市政の確保と発展に寄与することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長、副市長及び教育長をいう。
- (2) 報酬等 報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益（実費弁償を除く。）をいう。
- (3) 工事等 工事請負、業務委託、物品納入及び使用資材の購入をいう。
- (4) 市長等関係者 市長等の配偶者、同居の親族及び1親等の親族をいう。
- (5) 法人等 法人その他の団体をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合その他市が構成団体となっているもの
 - イ 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資しているもの
 - ウ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項の規定に基づき設置された守谷市社会福祉協議会
- (6) 役員等 法人等の無限責任社員、取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事、会計監査人、顧問、支配人及び清算人又はこれらに準ずる職をいう。
- (7) 市長等関係団体 法人等のうち次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 市長等又は市長等関係者が、役員等に就いているもの
 - イ 市長等が年額240万円以上の収入を得ているもの
 - ウ 市長等の出資金の合計が、その資本金、基本金その他これらに準ずるものの3分の1以上となるもの
 - エ 市長等がその経営方針の決定に関与しているもの
- (8) 資産等報告書等 資産等報告書、資産等補充報告書、所得等報告書、市税等の納付状況報告書及び経歴等報告書をいう。

（政治倫理基準及び市長等の責務）

第3条 市長等は、市政に携わる責務を深く自覚し、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 常に市民全体の奉仕者としての人格と倫理の向上に努め、その地位によ

る影響力を不正に行使していかなる報酬等も授受しないこと。

- (2) 市が発注し、又は関係する工事等に関して、自己又は特定の者のために特定業者と契約を締結しないととも、不当に有利又は不利な取り計らいをしないこと。
- (3) 市職員（臨時職員及び嘱託職員を含む。）の採用に関して、自己又は特定の者のために、特定の個人を不当に有利又は不利な取り計らいをしないこと。
- (4) 市営施設等に入居し、又は入所することに関して、自己又は特定の者のために特定の個人を不当に有利又は不利な取り計らいをしないこと。
- (5) 政治活動に関して会社その他の団体（政党及び政治団体を除く。）から政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。市長等の後援団体についても同様とする。
- (6) 市が行う認可、許可及び命令並びに地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定に関して、自己又は特定の者のために特定の企業、個人、団体等を不当に有利又は不利な取り計らいをしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市民全体の奉仕者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。

2 市長等は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、守谷市政治倫理審査会設置条例（平成 年守谷市条例第 号）に定める守谷市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に出席し、自ら潔い態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

3 市長は、市又は自らに損害賠償責任が生じるおそれのある事件が生じた場合は、その事実を真摯に受け止め、かつ、その責任の全てを負う覚悟を持って誠実に対応しなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、自らも主権者として市政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、市長等に対し、次に掲げる働きかけを行ってはならない。

- (1) 市が発注又は関係する工事等の指名又は選定に関する依頼
- (2) 市職員の採用に関する依頼
- (3) 市営施設等へ入居し、又は入所することに関する依頼
- (4) 政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附の受け取りに関する依頼
- (5) 市が行う認可、許可及び命令並びに指定に関する依頼
- (6) 前各号に掲げるもののほか、飲食の供与等社会通念上疑惑を持たれるおそれのある行為

(資産等報告書の作成，提出義務)

第5条 市長は，その任期開始の日（再選挙により市長となった者にあつてはその選挙の期日とし，公職選挙法（昭和25年法律第100号）第259条の2の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし，更正決定又は繰上補充により当選人と定められた市長にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項，第8条，第11条第1項及び第13条第3項において同じ。）において有する次に掲げる資産等について，当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を，同日から起算して100日を経過する日までに作成しなければならない。

- (1) 土地（信託している土地（自己が帰属権利者であるものに限る。）を含む。） 所在，面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続（被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。）により取得した場合は，その旨
- (2) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は，その旨
- (3) 建物 所在，床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は，その旨
- (4) 預金（当座預金及び普通預金を除く。）及び貯金（普通貯金を除く。）
預金及び貯金の額
- (5) 金銭信託 金銭信託の元本の額
- (6) 有価証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。） 種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券（株券が発行されていない場合にあつては，株券が発行されていたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含む。）にあつては，株式の銘柄，株数及び額面金額の総額）
- (7) 自動車，船舶，航空機及び美術工芸品（取得価額が100万円を超えるものに限る。） 種類及び数量
- (8) ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）
ゴルフ場の名称
- (9) 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。） 貸付金の額
- (10) 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。） 借入金の額

2 市長は，その任期開始の日後，毎年新たに有することとなった前項各号に掲げる資産等であつて12月31日において有するものについて，当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を，その翌年の4月1日から6月30日までの間に，作成し，提出しなければならない。

(所得等報告書の作成，提出義務)

第6条 市長（前年1年間を通じて市長であつた者（任期満了により市長でな

い期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となった者にあつては、当該市長でない期間を除き前年1年間を通じて市長であった者)に限る。)は、次の各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、4月1日から6月30日までの間(当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となった者にあつては、4月1日から再び市長となった日から起算して90日を経過する日までの間。次条において同じ。)に、作成しなければならない。

(1) 前年分の所得について同年分の所得税が課せられる場合における当該所得に係る次に掲げる金額(当該金額が100万円を超える場合にあっては、当該金額及びその基となった事実)

ア 総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第22条第2項に規定する総所得金額をいう。)及び山林所得金額(同条第3項に規定する山林所得金額をいう。)に係る各種所得の金額(同法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。)

イ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であつて規則で定めるもの

(2) 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格(相続税法(昭和25年法律第73号)第21条の2に規定する贈与税の課税価格をいう。)

(市税等の納付状況報告書作成, 提出義務)

第7条 市長は、毎年、4月1日から6月30日までの間に、前年度分の市町村民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税(国民健康保険料を含む。)、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の納付状況を記載した税等の納付状況報告書を作成するとともに、納付を証する書類を備えなければならない。

(経歴等報告書の作成, 提出義務)

第8条 市長は、その任期開始の日から2箇月以内に学歴及び職歴等を記載した経歴等報告書を作成するとともに、それらを証する書類を備えなければならない。

(資産等報告書等の保存及び閲覧)

第9条 市長は、前4条の規定により提出された資産等報告書等を、当該提出の期限の翌日から起算して30日以内に一般の閲覧に供しなければならない。

2 市長は、資産等報告書等を閲覧に供したときは、遅滞なく、その要旨を広報紙等に掲載しなければならない。

3 資産等報告書等を閲覧した者は、閲覧により知り得た情報を不正な目的に使用してはならない。

4 市長は、資産等報告書等について、提出期限の翌日から起算して5年を経

過する日まで保存しなければならない。

(資産等報告書等の訂正等)

第10条 市長は、保存されている資産等報告書等の内容について、提出後に訂正又は補正（以下「訂正等」という。）の必要が生じたときは、訂正等を行うことができる。この場合において、市長は訂正等を行った旨を遅滞なく広報紙等に掲載しなければならない。

(兼業等報告書の作成、提出義務)

第11条 市長等は、市長等若しくは市長等関係者が次に掲げる場合に該当する場合は、市長等の任期開始の日から2箇月以内に兼業等報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人等の役員等に就いている場合
- (2) 法人等から収入を得ている場合
- (3) 法人等の出資者となっている場合
- (4) 法人等の経営方針に関与している場合

2 前項の規定は、市長等若しくは市長等関係者が新たに前項各号のいずれかに該当することとなった場合について準用する。この場合において、同項中「市長等の任期開始の日」とあるのは、「第11条第1項各号のいずれかに該当することとなった日」と読み替えるものとする。

(兼業報告書への準用)

第12条 第9条及び第10条の規定は、前条の規定により兼業等報告書を作成する場合について準用する。この場合において、同条中「市長」を「市長等」と、「資産等報告書等」を「兼業等報告書」と読み替えるものとする。

(契約に関する遵守事項)

第13条 市長等関係団体は、法第142条の趣旨を尊重し、市が発注し、又は関係する工事等の契約の締結及び市が公募を行い選定する事業（法第244の2第3項に規定する指定管理者の指定を含む。）への応募を辞退しなければならない。ただし、災害等で緊急を要するとき又は当該団体が辞退することにより市の行政執行若しくは市民生活に支障が生じる場合は、この限りでない。

2 市長等は、前項の規定により市長等関係団体が契約等を辞退するときは、市民に疑惑を持たれないように責任をもって当該市長等関係団体の辞退届を提出するものとする。

3 前項の辞退届は、市長等の任期開始の日から30日以内に市長に提出するものとする。

4 市長は、市長等の辞退届の提出状況を広報等に掲載するものとする。

(刑事事件についての起訴後等の説明会)

第14条 市長等は、刑事事件について起訴された後、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、市民に対する説明会を開催するものとする。

- 2 市民は、前項の規定による説明会が開催されないときは、法第18条に定める選挙権を有する者50人以上の連署をもって、起訴の日から50日以内に市長に説明会の開催を請求することができる。
- 3 市民は、説明会において、市長等に質問することができる。
- 4 本条に規定する説明会の開催及び運営についての手続は、市長においてあらかじめこれを定める。
- 5 前3項の規定は、市長等が、刑事事件について有罪判決の言渡しを受けた後、なお引き続きその職にとどまろうとする場合に準用する。この場合において、「起訴の日」を「有罪判決の言渡しの日」と読み替えるものとする。

(辞職)

第15条 市長等は、刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4まで又は第198条に定める贈収賄罪その他市長等の職責に照らし市長等としての適格性を欠く犯罪に関する刑(執行猶予を付される場合を含む。)が確定したときは、法第143条の規定により失職する場合を除き、市民全体の奉仕者としての品位と名誉を守り、市政に対する市民の信頼を回復するため、辞職手続を行うものとする。

(市民の審査請求権)

第16条 市民は、次の各号のいずれかの事由があると認められるときは、これを証する資料を添えて、市長に審査請求をすることができる。

- (1) 市長等が政治倫理基準に違反する疑いがあるとき。
- (2) 市長等が作成した資産等報告書等又は兼業等報告書の記載内容に疑義があるとき。
- (3) 市長等、市長等関係者又は市長等関係企業が第13条の規定に違反している疑いがあるとき。

2 市長は、前項の規定による審査請求があった場合は、審査請求書及び添付資料の写しを直ちに審査会に提出し、審査を求めなければならない。

3 審査会は、前項の規定による審査の求めがあった場合は、速やかに審査を開始し、その結果に関する報告書(以下「審査報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の審査報告書の提出を受けた日の翌日から起算して10日以内にその要旨を審査請求人に通知するとともに、遅滞なく広報紙等に掲載しなければならない。

(市長による審査請求)

第17条 市長は、市長等がこの条例に違反している疑いがある場合は、直ちに審査会に審査を求めなければならない。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による審査請求について準用する。

(市長等の協力義務)

第18条 市長等は、審査会からの要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席して説明を行う等必要な協力を行わなければならない。

(違反措置)

第19条 審査会は、市長等がこの条例に違反していると判断した場合は、その旨を議会に報告するものとする。この場合において、違反の内容が重大なものであるときは、市長等の辞職勧告又は不信任決議を議会に促すものとする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(政治倫理確立のための守谷市長の資産等の公開に関する条例の廃止)

2 政治倫理確立のための守谷市長の資産等の公開に関する条例（平成7年守谷町条例第29号）は、廃止する。

(政治倫理確立のための守谷市長の資産等の公開に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の政治倫理確立のための守谷市長の資産等の公開に関する条例の規定により作成された資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書は、それぞれ、この条例の相当規定により作成し、提出されたものとみなす。

4 この条例の施行の日後最初に作成する市税等の納付状況報告書及び経歴等報告書については、第7条中「毎年、4月1日から6月30日までの間」とあるのは「この条例の施行の日から起算して90日を経過する日までに」と、第8条中「その任期開始の日」とあるのは「この条例の施行の日」と読み替えて適用するものとする。

(守谷市政治倫理条例の一部改正)

5 守谷市政治倫理条例（平成11年守谷町条例第37号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

守谷市議会議員の政治倫理に関する条例

第1条中「その担い手である市長、副市長、教育長（以下「市長等」という。）及び」を削る。

第2条（見出しを含む。）及び第3条中「市長等及び」を削る。

第4条を削る。

第5条中「市長等及び」及び「市長等に係るものについては市長に、議員

に係るものについては議長に、」を「議長に」に改め、同条を第4条とする。

第6条第1項前段中「市長等又は」を削り、「市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に、」を「議長に」に改め、同項後段中「市長等又は」を削り、同条第2項中「法」を「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」に改め、「市長等又は」を削り、同条第3項中「市長等又は」を削り、同条第4項中「市長」を「議長」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「市長等又は」を削り、同条を第6条とする。

第8条中「市長等又は」、「第143条第1項若しくは第164条第2項又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項」及び「市長又は」を削り、同条を第7条とする。

第9条第1項中「市長等及び」を削り、「市長等若しくは議員又はこれらの者の」を「議員又はその」に改め、「市長等にあつては市長に、議員にあつては」を削り、同条第2項中「市長等及び」及び「当該職」を削り、「当該事業」を「が、当該事業」に改め、同条第3項中「市長等及び」及び「市長等にあつては市長に、議員にあつては」を削り、同条第4項中「市長及び議長は」を「議長は、」に改め、「市長等又は」を削り、同条を第8条とする。

第10条第1項中「市長等若しくは議員が役員」を「議員が、役員」に、「市長等若しくは議員が」を「及び」に、「又は市長等若しくは議員が」を「並びに」に改め、「第142条、第166条及び第180条の5」を削り、同条第2項中「市長等及び」を削り、同条第3項中「市長等又は」及び「市長等にあつては市長に、議員にあつては」を削り、同条第5項中「市長及び」及び「市長等及び」を削り、「市広報等で公表」を「広報紙等に掲載」に改め、同条を第9条とする。

第11条第1項中「市長及び」及び「市長等若しくは」を削り、同条第2項中「市長等又は」を削り、「市長は」を「議長は」に、「市広報等で公表」を「広報紙等に掲載」に改め、同条を第10条とする。

第12条第1項中「市長等又は」及び「市長及び」を削り、同条第2項中「市長等又は」を削り、「市長は」を「議長は」に、「市広報等で公表」を「広報紙等に掲載」に改め、同条を第11条とする。

第13条中「市長」を「議長」に改め、同条を第12条とする。